



- I. 民法改正の概要
- II. 増加する「株式」報酬～設計及び運用上のポイント

2015年
5月号

I. 民法改正の概要

執筆者：有吉 尚哉

1 はじめに

2009年11月からの約5年間に亘る、法制審議会民法(債権関係)部会での契約・債権関係の民法規定の見直しについての審議の結果を踏まえ、2015年2月24日、法制審議会総会において「民法(債権関係)の改正に関する要綱」が取りまとめられました。この要綱を受けて、3月31日には、「民法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」といい、改正法案の内容に沿って改正された民法を「改正民法」といいます。)と「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下「整備法案」といいます。)が閣議決定され、国会に提出されています。

改正法案による改正事項は、従来の判例法理の明文化などの実務的な影響が小さいと見込まれるものも多いですが、現行の規律を改める改正内容も含まれており、また、広く債権・契約に関する規定が改正の対象範囲となっていることから、今回の民法の改正によって企業の多様な取引実務に影響が生じることが予想されます。M&Aとの関係でも、契約実務のほか、対象会社の債権債務関係や契約関係のデューデリジェンスなどにおいて留意すべき点があります。以下では、改正法案による改正点のうち、一般的に企業の取引実務への影響が大きいと思われる項目を紹介します。

2 主な改正項目

(1) 消滅時効に関する見直し

消滅時効の時効期間について、時効期間の単純化・統一化を図るため、原則として、①現行の「権利を行使することができる時」という起算点(客観的起算点)から10年間という枠組みを維持するとともに、②「債権者が権利を行使することができることを知った時」という起算点(主観的起算点)からの5年間の時効期間を設け、いずれかの期間が満了した時点で消滅時効が成立することとされました(改正民法166条1項)。あわせて、商事消滅時効(商法522条)や職業別の短期消滅時効(民法170条～174条)は廃止されます。なお、時効期間の特則は民法・商法以外の法律にも定められていますが、例えば、デューデリジェンス

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

における重要確認事項である未払賃金などの労働債権について、その時効期間を 2 年間とする労働基準法 115 条は整備法案の改正の対象外であり、別途法改正がなされない限り、労働債権に対する時効期間の特則は維持されることとなります。

このほか、現行民法における時効の停止・中断の規律は、時効の完成猶予・更新として、対象となる事由や効果が整理し直されています。

(2) 法定利率の引下げ・変動制の導入

民法 404 条により年 5%とされている法定利率について、改正民法の施行時点における利率を年 3%に引き下げた上で、市中金利の変動を反映する指標に連動する形で、3 年に一度、1%刻みで変動させる内容の変動制を導入しています。法定利率は、利率の合意がない場合の遅延損害金や、不法行為、不当利得などの法律上の原因に基づき発生する債権の利息に影響することとなります。契約実務上、法定利率の変動の影響を受けないようにする観点から、これまで遅延損害金の利率まで約定していなかったような契約についても、遅延損害金の利率の規定を設けることを検討すべきと考えられます。

また、法定利率は、逸失利益の算定の際の中間利息控除の割合にも適用されるため、不法行為による損害賠償額に影響を与えるほか、損害賠償に関する保険金の支払額が変動することに伴い保険料の水準にも影響が生じる可能性があります。

(3) 個人保証人の保護の拡充

個人が保証人となって、債務者が事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約を締結する場合には、いわゆる経営者保証の場合を除き、一定の方式に従った公正証書によって保証人の意思を表示する手続を行わない限り、保証契約の効力が生じない旨の規律が設けられています(改正民法 465 条の 6)。

また、個人保証人に対する情報提供を確保するため、①保証契約締結時の債務者の説明義務(改正民法 465 条の 10)、②保証人(法人の保証人を含みます。)から請求があった場合の主債務の履行状況に関する債権者の情報提供義務(改正民法 458 条の 2)、③主債務者が期限の利益を喪失した場合の債権者の情報提供義務(改正民法 458 条の 3)が定められています。

(4) 債権譲渡の規律の見直し

実務上、保有する金銭債権を活用した資金調達や、事業譲渡などによる M&A の場面で、債権譲渡の手法が利用されることがあります。この債権譲渡については、まず、譲渡制限特約の効力を見直し、譲渡制限特約に違反する債権譲渡も有効としつつ、債務者は、原則として、悪意・重過失の譲受人に対して、履行拒絶できるほか、譲渡人に対する弁済その他の債務消滅事由を譲受人に対抗できるとしています(改正民法 466 条 2 項・3 項)。

また、異議をとどめない承諾による抗弁の切断の規定(民法 468 条 1 項)を廃止し、債権譲渡時の抗弁の切断を、一般的な抗弁の放棄の規律に委ねることとしています。

(5) 約款に関する規律の導入

実務上、約款を利用した取引が広く行われていますが、現行民法では約款に関する規定がなく、約款の法的拘束力などは全て解釈に委ねられています。改正法案では、「定型約款」という概念を設けた上で、①一定の要件を満たした場合には、定型約款の個別の条項について当事者間に合意がない場合でも合意があったものとみなして契約の内容とすること(改正民法 548 条の 2 第 1 項)、②定型約款を準備した者は、相手方からの請求があった場合には定型約款の表示義務を負うこと(改正民法 548 条の 3)、③一定の要件を満たした場合には、定型約款の変更の手続により、個別の合意を行うことなく、定型約款を用いた締結済みの契約を変更することができること(改正民法 548 条の 4)、④定型約款の条項のうち、信義則に反して相手方の利益を一方的に害するような一定の条項については、合意の対象から除外されること(改正民法 548 条の 2 第 2 項)という約款に関する規律を定めています。

(6) 売買の担保責任の見直し

売買において目的物に不備があった場合の担保責任について、現行の実務でとられている法定責任説ではなく、契約責任説を採用することを前提とした見直しが行われています。具体的には、目的物に契約不適合が認められた場合の買主の救済手段として、追完請求権(改正民法 562 条)と代金減額請求権(改正民法 563 条)を定めるとともに、損害賠償請求権・解除権については、債務不履行一般の規律に服することとしています(改正民法 564 条、415 条、541 条、542 条)。この改正により、特に損害賠償については、現行民法と改正民法とで成否・範囲について差異が生じる可能性があり、M&A における補償条項の解釈に与える影響についても留意する必要があります。

また、「瑕疵」という用語に代えて、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」という表現を用いることとしています(改正民法 566 条)。

3 施行時期

改正法案による民法の改正は、公布の日から 3 年以内に施行するとされています(改正法案附則 1 条)。そのため、2015 年の通常国会で、順調に審議が進み、改正法が成立すれば、3 年後までに改正民法が施行され、新たな規律の下での実務対応が求められることとなります。



ありよし なおや
有吉 尚哉

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
n.ariyoshi@jurists.co.jp

金融取引、信託取引、金融規制対応等の金融分野を中心に多様な分野の企業法務を手掛けている。2010 年から 2011 年まで金融庁総務企画局企業開示課に出向し、金商法の改正等の企画立案に携わった経験も有する。

II. 増加する「株式」報酬～設計及び運用上のポイント

執筆者: 柴田 寛子

1 役員報酬制度の見直し

役員報酬に自社株式を付与する企業が増加しています。この動きは、本年 3 月 5 日に公表された「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」において、上場会社に対し、「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を適切に設定すべきである」とされるなど(補充原則 4-2①)、従来、定額金銭報酬が中心であった役員報酬から、株式報酬及び業績連動報酬への転換が明確に求められていることや、好調な株式市場を背景とするものです。

2 株式報酬—複数の手法

自社株式を報酬として付与する方法としては、下記の通り複数の手法があります。いずれについても、株式が付与される時期(新株予約権においては行使期間)を退職時と設計することで、退職慰労金の代替として用いることも可能です。各社においては、各手法の特色を吟味し、そのニーズにあった制度を導入すべきこととなります。

(1) 新株予約権(ストック・オプション)

発行時に予め定められた価額及び期間において、発行会社から一定数の株式を受け取ることができる権利(会社法 236 条 1

項)を付与する手法です。現在の実務において最も普及している株式報酬の手法であり、上場企業のほぼ6社に1社が導入済みとのデータもあります(2015年1月31日日本経済新聞夕刊1面)。

一言に「ストック・オプション」といっても、その制度設計は多様であり、例えば、権利行使による株式取得時の課税が繰り延べられる税制適格ストック・オプションの制度(租税特別措置法29条の2)とすることも可能ですが、権利行使価額が付与時(付与契約締結時)の時価以上であること等の制限があり、近時は、税制適格制度を用いないもの、中でも、権利行使価額を1円とする株式報酬ストック・オプションと呼ばれる制度が多く用いられています。

(2) 信託を用いた株式報酬(株式給付信託)

会社が一定の資金を信託に拠出し、信託が当該資金を用いて株式市場又は当該会社から株式を取得し、株式報酬付与の対象となる役員は、予め株式報酬規程等の内規で定められた支給条件を満たすことで、信託から、内規に基づき算出される数の株式の給付を受けるという手法です(なお、株式の一部を換金のうえ交付するとの制度も設計上は可能です)。近時、導入が増加している株式報酬の手法であり、導入企業数は年内に100社を超える見込みと報じられています(2015年4月25日日本経済新聞朝刊1面)。

(3) その他の手法

役員持株会制度や、退職時等一定の条件を満たした場合に、自社株式を購入することを条件に(通常は自己株式処分が行われます)、現金を付与するという方法もあります。

3 導入時の手続

ストック・オプション及び株式給付信託共に、監査役設置会社においては株主総会、指名委員会等設置会社においては報酬委員会において、株式報酬としての上限額(拠出上限額)及び各制度の具体的な内容(新株予約権の内容、株式数算定方式等)についての承認を得ます(会社法361条1項、409条3項)。なお、対象となる役員について法律上の制限はありませんが、下記4のとおり、株式報酬は業績連動報酬として設計することが多いため、監査役やその他の非業務執行取締役等を対象外とする例も珍しくありません。

また、ストック・オプションについては発行規模及び付与対象者により、株式給付信託については一定規模以上の自己株式処分を行う場合には、有価証券届出書の提出等、金融商品取引法に基づく手続も別途必要です。

4 業績連動性の強化

株式報酬は、必然的に株価上昇へのインセンティブ付けを伴いますが、業績連動性を加味して設計する例が多く見られます。具体的には、予めROE、売上高成長率等の指標を用いて業績達成条件を設定し、ストック・オプションにおいては、その達成度合いに応じて行使可能な新株予約権の個数が決定すると権利行使条件を設ける手法、株式給付信託においては、その達成度合いに応じて付与される株式数が決定される旨、内規において定める手法等があります。

5 利 点

これらの株式報酬制度により、株式報酬及び業績連動報酬への転換を明確に打ち出せることはもちろん、自己株式の有効な活用方法ともなります。特に、ある程度まとまった自己株式を保有している会社においては、株式給付信託を導入する場合、信託に対し自己株式を処分することによりこれらを活用できます。また、株式給付信託は、付与対象者の個別の権利行使を待たずに株式が交付付与されることとなるため、ストック・オプションの権利行使に伴う事務手続の軽減も期待できます。

なお、役員報酬制度を考える上では、損金算入の可否の点も重要ですが、ストック・オプションは、税制適格ストック・オプション以外については、損金参入可能とされています(法人税法 54 条 1 項・2 項)。株式給付信託は、退職時に給付されるものについては退職給付として損金算入可能と扱われることが通例的です。

6 留意点

株式報酬は、役員が自社株式を取得する制度であるため、インサイダー取引規制については、留意が必要です。もともと、ストック・オプションの権利行使による株式取得については明文でインサイダー取引規制の適用除外とされているほか(金融商品取引法 166 条 6 項 2 号)、株式給付信託における信託から役員への株式交付は、予め信託契約で定められた時期及び方法に基づきいわば機械的に行われることによりインサイダー取引規制の対象外と扱われます。従って、実務上留意が必要であるのは、役員が取得した株式を処分する場合です。

なお、役員報酬制度は、海外子会社の役員も対象として設計されることもあります。この場合には、ストック・オプション及び株式給付信託共に、居住地における法制(特に証券法及び税法)についての確認が必要となることについても留意が必要です。

7 まとめ

コーポレートガバナンス・コードの導入を契機に、各社とも、役員報酬の観点からも、ガバナンス制度の見直しが求められています。株式報酬制度は、その見直しに際して考慮に値する一手法であり、ストック・オプション、株式給付信託等、いずれの手法においても、各社のニーズに応じて設計することが可能であり、それゆえ、今後の報酬制度の見直しにおいては、よりきめ細かな制度設計が求められることとなります。



しばた ひろこ
柴田 寛子

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

h_shibata@jurists.co.jp

国内及びクロスボーダーの M&A、プライベート・エクイティ投資、JV やライセンス等を含む様々な手法での戦略的提携案件を主軸に、コーポレートガバナンス・会社法全般、労働法及び知的財産権法関係の一般企業法務に関して、多数の経験を有している。

論文情報 (2015年3月～2015年5月)

- * 「今、企業が取り組むべき「人権デュー・デリジェンス」～リスク管理、そしてロビイングによるルール形成を見据えた攻めの企業戦略として～」 安井桂大、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「IDCF 事件控訴審判決の分析と検討」 太田洋、税務弘報 2015年5月号(Vol.63 No.5)
- * 「Corporate Counselor No.19 Sexual Harrassment and Director Residency Update (英)」 藤田美樹・スティーブン・ポーラー
- * 「ブラジル企業の M&A の実務」 清水誠、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「コーポレートガバナンス・コードの概要と実務対応 - 日本取締役協会コーポレートガバナンス・コード案も踏まえて」 太田洋・高木弘明、信託フォーラム vol.3(2015年3月号)
- * 「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためのコーポレートガバナンス・コード」 武井一浩、信託フォーラム vol.3(2015年3月号)
- * 「事業承継を考える際には、後継者及び従業員への配慮も大事」 柴原多、日本 MOOK「よくわかる事業承継&経営者の相続」
- * 「景表法改正による課徴金制度の導入とビジネス上の留意点」 八木聡子、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「The International Comparative Legal Guide to: Mergers & Acquisitions 2015 (Japan Chapter)」 岩倉正和・高木智宏、Global Legal Group
- * 「投資家との建設的対話の実践 伊藤レポートを読み解く(下)」 武井一浩、ビジネス法務 2015年5月号
- * 「Getting the Deal Through - Private Equity 2015 (Japan Chapter, Transactions)」 新川麻・野田昌毅、Law Business Research
- * 「Corporate Counselor No.18 Stamp Taxes in Japan (英)」 北村導人・スティーブン・ポーラー

書籍情報 (2015年3月～2015年5月)

- * 「コーポレートガバナンス・コードの実践」 武井一浩、日経 BP 社
- * 「平成 26 年会社法改正と実務対応[改訂版]」 太田洋・森本大介・山本憲光・有吉尚哉・高木弘明、商事法務

セミナー情報 (2015年3月～2015年5月)

開催済

- * 中小企業などの事業承継をサポートする担当者の法的留意点 柴原多
- * 改正会社法を踏まえたグループ会社管理のポイントと管理規程の整備・見直し 森本大介
- * 日本におけるアクティビズム(物言う株主)と資本効率の重視 藤本欣伸
- * 不採算事業からの撤退に関する M&A 実務のポイント 松原大祐
- * 施行間近! 3 時間で実践的に完全理解 改正会社法が実務に与える影響と対策 松尾拓也
- * 施行間近! 改正会社法が実務に与える影響と対策 松尾拓也
- * 西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム in 福岡「会社法施行規則等改正のポイントと実務対応」 高木弘明・高木謙吾
- * 会社法施行規則を踏まえた改正会社法の全体像と実務対応のポイント 松原大祐
- * 会社法施行規則等を踏まえた会社法改正の全体像と実務対応～企業統治(コーポレートガバナンス)のあり方、親子会社に関する規律等の見直しへの具体策～ 松原大祐
- * 改正会社法下におけるグループ会社管理のポイント～「グループ管理規定のサンプル」を用いつつ解説～ 森本大介
- * 基礎からわかる『M&A』の戦略と法務 山口勝之
- * 改正省令を踏まえた改正会社法の M&A 実務への影響 大井悠紀
- * 役員報酬に関する株主総会運営上の留意点～コーポレートガバナンス・コード等の最新改正動向についても解説～ 柴田寛子

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜になつたトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。